

厚木市在住・在勤で、奨学金返済している方へ 勤労者奨学金返済助成金

厚木市では、市内在住かつ在勤で、大学や専門学校等を奨学金を利用して卒業した方の奨学金返済を助成します。

対象となる方（次に掲げる要件を全て満たす方）

- 1 奨学金を利用して大学等を卒業した方
 - 2 初回の申請時において、大学等を卒業した日から起算して満5年を経過しない方
 - 3 助成金の交付を受けようとする初年度の3月31日現在において、満30歳以下の方
 - 4 奨学金の返済を行った日において、市内企業等に常勤の従業員等として採用された日から起算して満7年を経過しない方
- ※助成の対象となるのは、市内で常勤として雇用されていた期間に限ります。
- 5 令和8年1月1日現在において、厚木市に住民登録がある方
 - 6 自ら奨学金を返済している方
 - 7 助成金の交付を受けようとする期間において、この要綱以外の規定（本市が定めたものに限る）による奨学金を対象とした類似の補助制度を利用していない方
 - 8 市税を完納している方

申請期間

令和8年1月1日（木）から1月31日（土）まで（必着）

助成金の額

令和7年1月1日から12月31日までに支払った奨学金の返済額の2分の1
(上限12万円) ※1円未満端数切り捨て

証明発行に時間が掛かることが予想されます。
必要書類の準備は余裕をもって行ってください。



(裏面もご覧ください)

対象奨学金

- 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- 1以外の奨学金で、無利子等で貸し付けられており、市長が上記奨学金に準ずると認めたもの

※大学等の就学時又は在学中の学費に充てることを主な目的として、対象者本人の名義で借りた上記の奨学金が対象です。

※教育ローンは対象外です。

申請方法

電子申請システムによる申請



電子申請はこち
(e-kanagawa電子申請)

初めて申請する方

利用者登録が必要です。左の二次元コードにアクセスし、「ホーム>新規登録」から登録手続きをしてください。

昨年度に電子申請した方

左の二次元コードにアクセスし、利用者ID及びパスワードを入力してログイン後、申請手続きを進めてください。

提出書類

1 厚木市勤労者奨学金返済助成金交付申請書

電子申請システム上で作成（作成後、PDFデータとして保存が可能です。）

2 雇用証明書

(1) 市ホームページに掲載している様式を使用し、勤務先から発行された証明書を添付してください。申請者本人が作成した証明書は無効です。

(2) 証明日は、最後の支払いが終了した日以後、令和8年1月31日までの日付が有効です。

例) 奨学金の最後の支払いが令和7年12月29日の場合、証明日として有効な日付
→令和7年12月29日から令和8年1月31日まで

3 貸与機関が発行する奨学金の貸与証明書等

次の(1)~(6)のいずれかを添付してください。

(1) 奨学生証 (2) 奨学金貸与証明書 (3) 返還誓約書 (4) リレーアカウント加入通知

(5) 貸与奨学金返還確認票 (6) 自治体等が実施する奨学金で自治体等が貸与を証明する書類

4 貸与機関が発行する奨学金の返済証明書等

令和7年1月1日から12月31日までに返済した額を証明する書類として、次の(1)~(4)のいずれかを添付してください。

(1) 日本学生支援機構が発行する証明書

「奨学金返還証明書」と「奨学金返還額証明書」

(2) 奨学金を返済した口座の紙通帳の写し

「表紙」、「表紙の裏（1ページ目）」、「返済額の記載があるページすべて」

(3) 奨学金を返済した口座のWeb通帳等の写し

金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が記載された「通帳イメージ等」、「返済額の記載があるページすべて」

(4) 自治体等が実施する奨学金で自治体等が返済を証明する書類

5 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し

助成対象奨学金を受けていた期間中のすべての学校分が必要です。

6 請求書

電子申請システム上で作成（作成後、PDFデータとして保存が可能です。）



※2、3、4、5は、スマートフォン等で撮影した画像データを用意してください。

※昨年度から継続して申請する方は、3と5は提出不要です（必要に応じて提出を求める場合があります）。

奨学金返済助成金について（市HP）

問い合わせ 厚木市 産業振興課 産業振興・企業誘致係

電話 046-225-2832 Eメール 3900@city.atsugi.kanagawa.jp